

2023年老健せみねの丘 介護予防通所リハビリテーション 利用料金

①基本料金（表示は税込みとなっています）

区分	項目	料金(1割)	料金(2割)	料金(3割)	食事代
基本料金	要支援1	2,053/月	4,106/月	6,159/月	¥600 (おやつ込)
	要支援2	3,999/月	7,998/月	11,997/月	

② 加算料金（単位：円 税込）※ 上記料金に加算します。

項目	内容	料金（1割）	料金（2割）	料金（3割）
運動器機能向上加算	理学療法士等を中心に看護職員、介護職員等が共同して利用者の運動機能向上に係る個別計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合	225/月	450/月	675/月
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）	選択的サービスのうち、2種類実施した場合	480/月	960/月	1440/月
選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）	選択的サービスのうち、3種類実施した場合	700/月	1400/月	2100/月
事業所評価加算	上記3つの加算に対して、評価となる期間において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合	120/月	240/月	360/月
若年性認知症利用者受入加算	利用者ごとに担当者を定め、その者を中心に利用者の特性やニーズに応じたサービスの提供を行った場合	240/月	480/月	720/月
栄養アセスメント加算	ア) 管理栄養士を1名以上配置している場合 イ) 多職種共同で栄養アセスメントを実施し家族に対して説明している場合 ウ) 厚生労働省へデータ提出とフィードバックを活用している場合	50/月	100/月	150/月
栄養改善加算	・管理栄養士を1名以上配置している場合 ・栄養ケア計画を作成し、栄養改善を行っている場合 ・栄養改善サービスの提供にあたり、必要に応じ居宅を訪問している場合	200/月	400/月	600/月

<p>口腔・栄養 スクリーニング加算 (Ⅰ)</p>	<p>介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに、利用者の栄養状態と口腔の健康状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合</p>	<p>20/回</p>	<p>40/回</p>	<p>60/回</p>
<p>口腔・栄養 スクリーニング加算 (Ⅱ)</p>	<p>・利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態もしくは栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供している場合 ・栄養アセスメント加算、栄養改善加算または口腔機能向上加算を算定しており、加算Ⅰを算定できない場合にのみ算定可能</p>	<p>5/回</p>	<p>10/回</p>	<p>15/回</p>
<p>口腔機能向上加算 (Ⅰ)</p>	<p>口腔機能が低下している利用者、またはその恐れのある利用者に対し、言語聴覚士や歯科衛生士、看護職員らが共同して口腔機能改善管理指導計画を作成し、それに基づく適切な口腔機能向上サービスの提供、定期的な評価、計画の見直しといった一連のプロセスを行うこと</p>	<p>150/月</p>	<p>300/月</p>	<p>450/月</p>
<p>口腔機能向上加算 (Ⅱ)</p>	<p>口腔機能向上加算(Ⅰ)の取り組みに加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合</p>	<p>160/月</p>	<p>320/月</p>	<p>480/月</p>
<p>生活行為向上 リハビリテーション 実施加算</p>	<p>・開始月から6ヶ月以内の場合 ・通所リハビリテーション事業所の医師または医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね月1回以上実施</p>	<p>562/月</p>	<p>1124/月</p>	<p>1686/月</p>

科学的介護推進体制 加算	・入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している場合 ・サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合		40/月	80/月	120/月
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	以下のいずれかに該当すること ・介護福祉士が70%以上配置されている場合 ・勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上の場合	要支援1	88/月	176/月	264/月
		要支援2	176/月	352/月	528/月
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	介護福祉士が50%以上配置されている場合	要支援1	72/月	144/月	216/月
		要支援2	144/月	288/月	432/月
サービス提供体制 強化加算（Ⅲ）	以下のいずれかに該当すること ・介護福祉士が40%以上配置されている場合 ・勤続年数7年以上の職員の割合が30%以上の場合	要支援1	24/月	48/月	72/月
		要支援2	48/月	96/月	144/月
介護職員処遇改善 加算（Ⅰ） + 介護職員等特定 処遇改善加算(Ⅱ)	厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員処遇改善等を実施している場合		所定単位数の4.7% + 1.7%を算定		
介護職員等ベース アップ等支援加算	厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員処遇改善等を実施している場合		所定単位数の1.0%		

③実費利用分（単位：円 税込） ※ 上記料金に加算します。

項目	内容	料金
理髪料	ひげそりまたは顔そり	700
	カットのみ（丸刈り含む）	1,400
	カット+ひげそりまたは顔そり	1,600
オムツ代 (1枚当り)	尿とりパット	25
	紙おむつM・L	130
	フラットタイプ	40
	リハパンツM・L	140
	リハパンツLL	170
情報開示請求	※情報開示を依頼される場合、準備をしていただく書類があります。また、情報によっては、お時間がかかる場合もありますので、事務室・相談室へ御相談下さい。	1件につき1,000

(その他)

○利用者様が趣味活動に使用する材料等は、実費が教養娯楽費として加算されます。

令和5年4月1日